

移転料加算一覧（離島における赴任の場合）

離 島 等 の 地 域	加 算 額
礼文郡礼文町	31,000 円
	27,000 円
利尻郡利尻町及び利尻富士町	28,000 円
	24,000 円
奥尻郡奥尻町	32,000 円
	24,500 円
苫前郡羽幌町大字天売及び焼尻	31,000 円
	27,000 円
離島間の赴任（本土を経由する場合を除く。）の場合	10,000 円

（注）1 路程の計算において、水路1kmをもって鉄道1kmとした場合（移転料の路程計算は、水路1/4kmをもって鉄道1kmとみなす。）においても、移転料の路程区分が同一の場合は、上段に掲げる額を適用し、異なる場合には下段に掲げる額を適用する。

2 赴任の際に扶養親族を移転しない場合には、上記に掲げる額の1/2に相当する額とする。